

令和6年4月1日から

相続登記が

義務化されたため、

お早目の登記手続きをお勧めします。

相続登記とは、土地・家屋の  
不動産登記簿上の名義人を  
亡くなられた方から相続人の  
方へ変更することです。



日頃より、固定資産税等の納税にご協力いただきありがとうございます。  
固定資産課税台帳の所有者名義が変更されましても、  
不動産登記簿上の名義人は変更されませんのでご注意ください。

## 相続登記がされないとうなるの？

**相続**がまとまりにくく  
なる場合があります！

名義の方が亡くなられてから時間  
がたつにつれて、相続関係が複雑  
になり、相続の方が増えてしま  
う場合があります。

**売買**がすぐにできない  
場合があります！

亡くなられた方の不動産を売却す  
る場合でも相続登記が必要なので、  
不動産の売買に支障が出る場合が  
あります。

**安全・安心**なくらしに  
影響する場合があります！

所有者の把握が困難となり、いざ  
というとき、災害復旧に大きな労  
力・時間がかかるなど、安全・安  
心なくらしに支障が出る場合があ  
ります。

相続登記は、東京法務局所管の各登記所で

手続きをお願いいたします。

※今なら相続登記の免税措置が拡大されています。

○ 東京法務局では、相続登記の手続案内を  
行っています（予約制）



東京法務局のウェブサイト  
(手続案内のご案内)

○ ホームページでも、相続登記の申請手続や  
書式をご案内しています



東京法務局のウェブサイト  
(相続登記の義務化)

電話での手続案内も行っております（事前予約制）

☎ 03 (5318) 0261

※登記電話案内室につながります

